

令和4年度事業報告

I 社会福祉法人福岡県厚生事業団事務局

1 概要

新型コロナウイルス感染が3年を経過し、昨年10月頃からウィズコロナの風潮のもと年度末にかけて徐々に日常を取り戻しつつあるが、依然として入所者は、コロナ感染症蔓延前の状況に回復はしていない。

本施設では、基礎疾患を抱える多くの入所者を抱え、施設に新型コロナウイルスを持ち込まないよう、医師であるセンター長の指示の下、職員・利用者には検温・マスク・手指消毒、三密回避での活動など衛生面での対応、関係者との面会場所・時間の制限、外出規制などを課し、県が措置した職員に対する週2回の抗原検査を定期的実施するなど感染防止策を講じてきたところである。

しかし、残念ながら令和4年7月に入所者及び対応に当たった職員、8月には面談にあたった複数の職員が感染し、職員間に感染が広がった。この間、訓練を両月2週間程度中止したことにより、大幅に事業収入が減少したところである。

その後、こうした状況を踏まえ、コロナ感染者が発生しても訓練の継続ができるよう対策を講じ、3月に1名の感染者が発生したが、蔓延せずに訓練も継続できたところである。

一方、コロナ感染症が続く状況にあっても、入所者が概ね期限内で退所しているが、入所者の紹介先である回復期リハビリテーションを担う医療機関の多くが未だ新型コロナウイルス感染防止対策で長期間門戸を閉ざしたままである。また、入所希望者も利用自粛傾向が強く、今後もその状況は当分続きかねず、経営環境は極めて深刻であるが、ウィズコロナが言われ始めた昨年11月から翌年1月までは、入所者が増加し、収入が3ヶ月間、見込みを上回ったことは明るい兆しであった。

引き続き、センター長（常勤医師）を中心に職員が一体となって、質の高い福祉サービスの提供及び支援の強化並びに診療所機能の活用をはかり、利用者へのサービス向上と高次脳機能障がい、発達障がい者を対象とした外来診察などの支援に努めていく。

今後も事業団として、利用者へのサービス向上と更なる経営の安定化に向けて、これまで以上に職員全員の力を結集した施設経営に努めていく。

2 評議員会、理事会及び評議員選任解任委員会の開催

定款第12条及び第26条の規定に基づき、次のとおり評議員会及び理事会を開催した。

・評議員会

	開催年月日・場所	付議事項	結果
第1回	令和4年6月29日 13:55 ～14:50 福岡県中小企業振興センタービル 501会議室	1 令和3年度福岡県厚生事業団事業報告書について 2 令和3年度福岡県厚生事業団決算報告書について	原案承認

・評議員会

	開催年月日・場所	付議事項	結果
第2回	令和5年3月29日 13:30 ～14:40 福岡県中小企業振興センタービル 401A会議室	1 令和4年度福岡県厚生事業団補正予について 2 令和5年度福岡県厚生事業団事業計画について 3 令和5年度福岡県厚生事業団当初予算について 4 福岡県厚生事業団理事の選任について	原案承認

・理事会

	開催年月日・場所	付議事項	結果
第1回	令和4年4月1日 14:00 ～14:45 福岡県厚生事業団 大ホール	1 社会福祉法人福岡県厚生事業団理事長の選任について	野田理事を理事長に選任
第2回	令和4年6月1日 14:00 ～15:20 福岡県厚生事業団 大ホール	1 令和3年度福岡県厚生事業団事業報告書について 2 令和3年度福岡県厚生事業団決算報告書について 3 社会福祉法人福岡県厚生事業団の評議員選任候補者の推薦について 4 福岡県厚生事業団評議員選任・解任委員会の招集について 5 福岡県厚生事業団評議員会の招集について	原案承認
第3回	令和5年3月9日 13:25 ～14:30 福岡県厚生事業団 大ホール	1 令和4年度福岡県厚生事業団補正予算について 2 令和5年度福岡県厚生事業団事業計画について 3 令和5年度福岡県厚生事業団当初予算について 4 福岡県厚生事業団の就業規程等の一部改正について 5 福岡県厚生事業団評議員会の招集について	原案承認

・評議員選任・解任委員会

	開催年月日・場所	付議事項	結果
第1回	令和4年6月1日 16:00 ～16:15	1 社会福祉法人福岡県厚生事業団評議員の選任について	原案承認

3 施設の運営

当事業団はこれまで、福岡県障がい者リハビリテーションセンターを管理・運営する指定管理者として、障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、利用者が地域生活にスムーズに移行できる施設づくりに取り組んできたところである。

令和4年度は、新たな指定管理期間(令和3年度から5年間)の2年目であり、これまで以上に、全職員が一丸となって、この期間中に質の高い訓練内容の充実と就職活動も含めた地域生活移行に向けたサービスの質の更なる向上を図ってきた。

施設、設備の老朽化を克服すべく、福岡県により、令和3年度、令和4年度にわたった空調設備の改修が実施され、令和5年7月には完了する予定であり、これにより訓練環境や入所・居住環境の整備が進んできた。

特に、体育館の空調設備が整備され、従来の暖房のみでなく、冷房も利用でき、一年中体育館の使用ができ、今後のリハビリ等カリキュラムに幅広く活用できるものと期待している。

4 職員の確保と人材育成

労働契約法の一部を改正する法律が平成25年4月に施行され、この改正に対応するため、有期契約職員から無期契約職員への転換制度の施行等、数々の制度改正を進めてきたところである。

支援員、介護職員には福祉・介護職員の処遇改善手当を、看護師、理学療法士等には同等の処遇改善手当の支給を行い、同一労働同一賃金制度が令和3年4月1日から中小企業にも適用されたことから、本センターでもその趣旨に沿い、職員の了解も得た給与制度等を大きく改定し、均等・均衡待遇への制度を構築し、職員の士気向上を促してきたが、利用者の減少に伴い、自立支援費等収入の減少のため、やむなく、令和5年度からの給料のベースアップを見送ったところである。

利用者サービスの向上を推進していくため、全職員の資質の向上が必須であり、対外研修や会議等への積極的な参加を奨励し情報収集と自己研鑽に努めさせた。

5 広報活動の推進

利用者確保や地域との連携を図っていく観点から、これまで以上に広報活動を強化するとともに医療機関を中心に関係機関を直接職員が訪問することにより、当リハビリテーションセンターの取り組みについて情報発信や周知に努めてきた。

なお、令和元年度からは、周辺の市町の広報誌や福岡県が県内の行事を知らせる新聞紙上に家族支援相談会やリハ講座の開催等について広報する取組を進めているところであり、R4年度も引き続き広報を行ってきた。

更に新型コロナウイルス感染拡大の影響とみられる入所者の減少への対策として、入所者の大きな紹介先である県内外の病院への直接訪問を積極的に実施してきた。

その他県内関係機関への施設PRパンフ・資料の送付など広報活動を強力に進め、入所者の確保に向けた努力を行ってきた。

II 福岡県障がい者リハビリテーションセンター

1 方針

当センターでは、身体障がい者、高次脳機能障がい者、発達障がい者に対する機能訓練・生活訓練を実施し、利用者の自立と地域社会への参加に向け訓練・支援プログラムの充実を図ってきた。

しかしながら、令和2年度から続く新型コロナウイルス感染拡大により令和4年度においても、これらのプログラムの縮小と自粛を余儀なくされたが、出来る範囲でプログラムを提供しサービスの低下に陥らないように努めた。また、高次脳機能障がい者に対するプログラムにおいては、注意力や認知力などを涵養する手段として神経心理学的手法による新しい評価とプログラムの構築を図った。

高次脳機能障がいや発達障がいについては、当事者・家族に寄り添う支援を充実させ、福岡県高次脳機能障がい支援事業の各拠点の中核的な役割を果たした。

2 実績

(1) 利用の状況

医療機関や計画相談支援事業所等との連携を通じて利用率の向上に努め、利用者ニーズに応じた訓練の提供と、退所後の地域生活移行に向けた関係機関との連携や社会資源情報の活用を図った結果、前年度の利用者数を若干上回ったものの、やはり新型コロナウイルス感染拡大の影響により、安定した利用者の確保には至らなかった。

・利用者数推移（月平均人数：月初日在籍ではなく1日あたり平均人数）

① 自立訓練	月平均	79.2名	（前年度74.1名、計画86.0名）
・機能訓練	月平均	51.5名	（前年度50.1名、計画63.0名）
・生活訓練	月平均	27.7名	（前年度24.0名、計画23.0名）
② 施設入所支援	月平均	62.9名	（前年度60.2名、計画76.0名）

(2) 退所の状況

利用者のニーズや障害の状況を反映したプログラムを実施し、地域生活移行支援に取り組んだ結果、退所者44名のうち27名の家庭復帰、グループホームに9名の退所支援を図ることができた（地域生活移行率81.9％）。

就労に関する転帰としては、復職5名、就労継続支援A型3名で、就労系への移行者は合計8名（18.2％）と前年度（26.5％）を若干下回ったものの高い結果を維持することが出来た。今後もさらにプログラムの充実や関連機関との連携を図り、地域生活移行率および就労率の向上に努めていく。

3 サービスの提供等

(1) 脳血管障がい・脊髄性疾患・切断等の身体障がい者、高次脳機能障がい・発達障がい者に対し、利用者個々人の目標を明確にし、それぞれに適したリハビリテーションプログラムを提供し、社会復帰の支援・生活の質（QOL）の向上を図った。

- (2) 当センターの役割を明確にするため、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟を有する病院、精神科病院等の医療機関に対して、当センターのリハビリテーションプログラム内容とその効果を広報した。また、新利用者の入所1ヶ月を目処に入所前病院を訪問し、情報共有を図ることを計画していたが、コロナ禍のため、訪問を制限される病院が多かった。そのため、電話連絡及び現状報告書を送付することで連携を図った。
- (3) 障がい者の自立と社会参加・就労など円滑な地域移行支援に向けて、障害者職業センターや障がい者就労・生活支援センター等の関係機関との連携ネットワークを充実させた。
- (4) ホームページ、機関誌「とびうめ」、「Inte る通信」、地域広報誌などにより、当センターの情報を発信し積極的な広報を図った。
- (5) 高次脳機能障がい者、脳疾患患者の認知機能や身体機能と自動車運転に関わる取り組みの実践・研究・教育に関する情報交換や討議を通し、適切な運転と社会的安定性の確保について、また、安全運転および運転再開・中止などの医学的問題について、「福岡県安全運転医療連絡協議会」で協議を深めた。
- (6) 利用者全員に実施する「利用者満足度調査」や、利用者のご意見やご要望を承る「意見箱」の調査結果を検証し、適切で質の高いサービスの提供に努めるとともに、その調査結果について利用者等に公開し、対応策を実行した。
- (7) リハビリテーションプログラム遂行に当たり地域ボランティアにも参加を呼びかけ、訓練補助としてボランティアを活用した。

4 高次脳機能障害支援事業

福岡県では当リハセンターとともに、産業医科大学病院、久留米大学病院および福岡市心身障がい福祉センターの4機関が、高次脳機能障害支援拠点機関として支援ネットワークを構成している。

令和4年度においては、定期的な家族支援相談会（センター4回、クローバープラザ4回）を実施するとともに、専門相談ホットラインを通して当事者や家族、医療関係など関係機関の相談支援に取り組んだ。また、行政機関・医療・福祉施設従事者、教育関係者などを対象とした支援セミナーを2回、講演会を1回開催した。このうち支援セミナーについては、センターがホストとしてZOOM配信を行った。その他、高次脳機能障がい者および家族が運営する家族会（県内4ヶ所）の交流会を企画していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となった。

5 リスク管理の徹底

(1) 利用者の日常的な健康管理については、頻度の高い症候性てんかん発作時の指導はもとより、食中毒・インフルエンザ、新型コロナウイルスの感染症に対する予防や対策に努めてきた。特にコロナ対策については、平時の感染症予防施策から有事の感染対策までを想定したBCP（事業継続計画）に則り、センター内での感染拡大時の運営継続を図った。

転倒事故等に対しては、事例ごとに検証と協議を行い事故再発防止に努めた。

(2) 火災や地震のリスクは常に潜在していることを踏まえ、消防計画に基づく避難・消火訓練等を通して緊急発生時の体制強化を図った。なお、大規模自然災害に対するBCP（事業継続計画）を策定して、災害時の事業運営が継続できるよう努めた。

(3) 利用者や職員の安全・安心を確保していくため、最低限の防犯への備えと意識を心がけていく必要がある。そのため防犯の具体的方法や緊急時の職員の役割等を定めた防犯マニュアルをもとに、防犯体制の確立に努めた。

6 地域福祉への貢献

(1) 地域の医療機関、福祉または介護保険事業所との各種連絡会議への参画

(2) 障害支援区分に係る市町村審査会への職員の派遣

(3) 講演・研修会・講習会等への講師派遣

(4) 地域のボランティアの活用

新型コロナ感染拡大の影響で、小・中学生の職場体験実習、大学・専門学生の臨床実習や研修受入れ等は前年度に引き続き中止したが、地域の小学校との交流会はコロナ感染がやや落ち着いた年度末に交流を再開した。

7 診療所

入所、通所利用者の保険診療のほか、高次脳機能障がい者及び発達障がい者等の外来保険診療を行った。

(1) 診療科目は、リハビリテーション科・内科・精神科を標榜

(2) 診療体制は、医師1名（センター長）、看護師3名、臨床心理士1名で構成

(3) 診療内容

診療所の併設により、センター利用者の症候性てんかん発症および骨折等の際、迅速に対応可能となり、利用者にとって安心できる入所および通所リハビリテーションを実施できている。一方、当センター利用を希望する障がい者および外来の高次脳機能障がい者に対して、医師であるセンター長は、CT画像解析および問診等によりリハビリテーションの適応が否かを診察し、臨床心理士は、認知検査や心理検査等を実施して、診

断の補助的な役割を担っている。

なお、令和4年度の利用者診察件数¹⁾は909件（前年度904件）、また、外来診察件数は304件（前年度321件）であった²⁾。

※1) 診察件数は、利用者等の診療および投薬処方、リハビリテーション実施計画に係る定期診察の件数。

※2) 利用者と外来者の診察件数は令和3年度より集計内容を変更し、毎月の初診外来、再診数および診断書依頼数、医師意見書等数を集計。

令和5年度事業計画

新型コロナウイルスの感染が蔓延し3年が経過して、感染者数は拡大しているが、社会経済は、日常を取り戻す対応に舵を切っている。

この3年間は、本施設では、基礎疾患を抱える多くの入所者を抱え、施設に新型コロナウイルスを持ち込まないよう、職員・利用者には検温・マスク・手指消毒、三密回避での活動など衛生面での対応、関係者との面会場所・時間の制限、外出規制などを課し、県の措置した職員の抗体抗原検査を定期的実施するなど感染防止策に努めている。

しかし、令和4年度は、7月に入所者及び対応に当たった職員、8月には面談に当たった複数の職員が感染し、職員間に感染が広がった。この間、訓練を両月2週間程度中止したことにより、大幅に事業収入が減少したところである。

その後、こうした状況を踏まえ、コロナ感染があっても訓練の継続ができるよう対策を講じて、令和5年度に向けてセンターの円滑な運営を目指している。

コロナ感染症の蔓延は、経営面の影響も極めて大きく、退所者が概ね入所期限内で退所する中、入所者の紹介先である回復期リハビリテーションを担う医療機関の多くが新型コロナウイルス感染防止対策で未だ門戸を閉ざしていたり、入所希望者も利用自粛傾向が続くなどで入所者数は過去最低水準で推移してきたが、令和4年10月頃からのウィズコロナの風潮のもと入所希望者が若干であるが回復傾向にあるが、依然として経営環境は極めて厳しい状況である。

こうした中、今後も、センターの関係機関との長期にわたり構築した信頼関係と実績を基礎にウィズコロナの中、油断することなく感染防止に努めつつ、関係機関へ積極的な利用者獲得活動を展開することによって、経営環境を改善していく。

引き続き、センター長（常勤医師）を中心に職員が一体となって、利用者への質の高い福祉サービスの提供及び支援の強化並びに診療所機能の活用をはかり、利用者へのサービス向上と高次脳機能障がい、発達障がい者を対象とした外来診察などの支援に努めていく。さらに改正社会福祉法の規定に基づき「地域における公益的な取り組み」についても実情に応じた支援を行っていく。

今後も事業団として、利用者へのサービス向上と更なる経営の安定化に向けて、これまで以上に職員全員の力を結集した指定管理者としての責務を全うしていくものである。

I 事業団事務局

1 法人の運営

事業団の運営にかかる業務執行に関する意思決定機関である理事会及び定款の変更、役員を選任・解任、事業計画・事業報告、予算・決算等の重要事項の議決機関であるとともに理事の職務執行の監督等を行う評議員会を定期にまた必要に応じて臨時に開催して、事業団を取り巻く環境に的確に対応した運営を行う。その際には、監事による事業及び業務の実施状況並びに会計経理の監査を適時実施し、その適正運営を担保する

2 施設の運営

当事業団はこれまで、福岡県障がい者リハビリテーションセンターを管理・運営する指定管理者として、障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、利用者が地域生活にスムーズに移行できる施設づくりに取り組んでいるところである。

令和5年度は、指定管理期間(令和3年度から5年間)の3年目となることから、こ

れまで以上に、全職員が一丸となって、この期間中に質の高い訓練内容の充実と就職活動も含めた地域生活移行に向けたサービスの質の更なる向上を図っていく。「コロナ禍」の影響を大きく受け続けているが、社会のウィズコロナの風潮の中、感染対策に万全を期すとともに、長年構築してきた関係機関とのネットワークをさらに生かし、利用者確保と経営安定化を引き続き推進する。

施設、設備の老朽化に対応するため、福岡県による令和3年度、令和4年度に館内空調設備の更新がなされたところである。規模の大きな改修に当たっては、工事中の事故の防止について細心の注意を払っているところであるが、今後も大きな改修がなされる予定のため、事故防止や円滑な工事の実施について、福岡県と情報を密にしながら対応していく。

3 職員の確保と人材育成

労働契約法の一部を改正する法律が平成25年4月に施行され、当事業団においても順次、就業規程等の改正を進め、有期契約職員から無期契約職員への転換制度の実施、無期契約職員に係る昇給制度の導入、無期契約職員に係る処遇改善である有給休暇の拡大など休暇制度の改善、福祉・介護職員・看護師・理学療法士等への処遇改善手当の支給を行い就業環境の改善に努めてきたところである。今後とも、就業環境の整備に努めて行くこととする。

また、令和5年度からは、人事評価制度の導入の検討を行い、当法人の実態に合った職員の士気の向上に繋がる人事評価制度を令和8年度から本格導入を図ることを目標に検討を進めていくこととしている。

利用者サービスの向上を推進していくため、全職員の資質の向上が必須であり、対外研修や会議等への積極的な参加を奨励し情報収集と自己研鑽に努めるとともに、所内研修の充実や症例に関する考察などを図り、研修成果を活かせる環境整備を図っていく。

「コロナ禍」では、移動を伴う現地型研修の機会が人流抑制のあおりを受け、減少するとともに、ズームをはじめとするウェブを利用した研修や会議が主流となり、臨場感不足・討議等の不便さなど欠点はあるものの、ある面参加が容易になり、多くの職員が利用して、今後の資質の向上に活用していく。

なお、適切な職員配置や経営上の課題解決については、今後も県と協議を重ねながら検討・実施していく。

4 広報活動の推進

利用者確保や地域との連携を図っていく観点から、これまで以上に広報活動を強化するとともに医療機関を中心に関係機関を直接職員が訪問することにより、当リハビリテーションセンターの取り組みについて情報発信や周知に努める。

令和2年度からの新型コロナウイルス感染拡大の影響とみられる入所者の減少への対策として、入所者の大きな紹介先である県内外の病院への直接訪問の積極的実施、特に継続的に利用者の紹介があったが、近年その紹介が途絶えている医療機関を訪問し、その要因を分析し、利用者増に繋げていく。

II リハビリテーションセンター

1 方針

リハビリテーションセンター(リハセンター)では、身体障がいや高次脳機能障がい、発達障がいの機能訓練・生活訓練を実施し、医療・福祉サービスの提供および支援の強化、サービスの向上を図ってきた。令和5年度は、利用者のニーズに対する適切な対応を目指し、サービス品質の向上、経営の安定化に向けて、これまで以上に緊張感と使命感及び責任感をもって職員の総力を結集した施設経営に努めていく。そのサービスの中でも、平成28年度より開始した「選択プログラム」は、利用者の主体性、選択性、意志決定を尊重したもので、自立した日常生活または社会生活の実現に向けて、円滑な地域生活移行支援並びに積極的な就労支援を目指すものである。

平成30年度に、就労前プログラムとして、パソコンプログラムを開始し、就労支援を強化した。令和2年度はプログラムの全体的な見直しと体系化を行い、新たに目標志向型プログラム(ADL自立系プログラム、IADL向上プログラム、高次脳機能障がいプログラム、就労系プログラム)の提供を追加した。令和4年度はこの中でも高次脳機能障害プログラムにおいて、注意力や認知力などを涵養する手段として、神経心理ピラミッドに基づくプログラムの構築を図った。令和5年度も引き続き、各プログラムの効果を精査・分析しながらさらなる充実を図っていく。

なお、「高次脳機能障害支援事業」については、福岡県高次脳機能障がい支援事業に積極的に参画し、医療や福祉関係従事者などへの研修事業や相談支援体制の充実を図り、高次脳機能障がいに対する普及啓発を勧めていく。さらに、国内の発達障がい者の総数も徐々に増加している状況もあり、令和4年度に引き続き、令和5年度も発達障がいの入所者増加を図る。また、これと並行して、令和5年度は、福岡県が県内4地区に設置している「発達障がい者支援センター」の困難ケースに訪問等による支援を委託事業により実施することが予定されておりこの事業を受託する。

2 実績ならびに方向性

(1) 利用者数目標 (令和5年度)	(令和4年度実績 令和5年2月1日現在)
①自立訓練 87名	(89名) [定員106名]
・機能訓練 59名	(60名) [定員 76名]
・生活訓練 28名	(29名) [定員 30名]
②施設入所支援 68名	(66名) [定員100名]

(2) 社会参加の促進

ここ数年、地域移行率(家庭復帰・グループホーム)・就労率(新規・復職・就労継続A型)は高い数値を維持している。(令和3年度、地域移行率79.6%、就労率26.5%)今後も地域移行率・就労率の更なる向上を目指し、目標志向型プログラムや就労支援プログラムの充実を図っていく。

(3) 重点方針

- ① 脳血管障がい・脊髄損傷・切断などの身体障がい者、及び高次脳機能障がい・発達障がい者に対し、利用者個々のニーズを基本とした明確な目標に対して、質の高いリハビリテーションプログラムを提供し、就労を含めた社会復帰の支援・生活の質（QOL）の向上に引き続き取り組む。特に就労支援については、就労前プログラムのさらなる充実、就労関係機関との連携を強化し、社会参加を促進していく。
- ② 当センターの役割を明確にするため、回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟を有する病院、精神科病院等の医療機関に対して、当センターのリハビリテーションプログラム内容とその効果を広報すること、また、連携訪問によるスタッフ相互間の情報共有を継続して行う。また、より効率的な広報手段を探るべく現状分析・検証を行っていく。
- ③ 障がい者の自立と社会参加・就労など、円滑な地域移行支援に向けて関係機関との連携ネットワークを充実させる。
- ④ ホームページの改修、および機関誌「とびうめ」発刊、古賀・福津・宗像・新宮の地域広報誌、各職種の学術集会・研修会における発表などにより当センターの取り組みや情報発信を図る。
- ⑤ 高齢者、認知症患者、高次脳機能障がい者、その他の脳疾患患者の安全運転および運転再開・中止などの医学的問題について「福岡県安全運転医療連絡協議会」で協議を深めていく。また、各機関から要望のある自動車運転シミュレーターについて、令和8年度導入を目指し検討を進める。

3 利用者サービスの向上

- ① 利用者全員に「利用者満足度調査」を継続して実施する。また、利用者のご意見やご要望等を承る「意見箱」の調査結果を検証し、適切で質の高いサービスの提供に努めるとともに、その調査結果や改善内容を利用者等に公開する。
- ② リハビリテーションプログラム遂行に当たり地域ボランティアにも参加を呼びかけ地域に開かれた施設づくりを目指す。

4 高次脳機能障害支援事業

平成13年度の実態調査、平成14年度から国・厚生労働省が開始した高次脳機能障害支援モデル事業から15年以上経過し、全国に高次脳機能障がい支援体制が整った。福岡県ではリハセンターとともに、産業医科大学病院、久留米大学病院及び福岡市立心身障がい福祉センターの4機関が、支援拠点機関として支援ネットワークを構成している。令和5年度も連携体制の継続維持と強化を図りながら、小児の高次脳機能障害、自動車運転再開など様々な課題に対し取り組んでいく。

5 リスク管理の徹底

利用者の日常的な健康管理については、頻度の高い症候性てんかん発作時の指導はもとより、食中毒や季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス（コロナ）の感染症に対する対策や予防に努めていく。特に、コロナ対策においては、センターの平時の感染予防施策から有事の感染対策までを想定したBCP（事業継続計画）に則り、センター内の感染拡大時の運営が継続できるようにする。

一方、日常生活面については、利用者が安心して訓練や入所生活ができるよう、転倒事故などは事例ごとに検証と協議を行い再発防止に繋げる。さらに、火災や地震のリスクは常に潜在していることを踏まえ、消防計画に基づく避難・消火訓練等を通して緊急発生時の緊急体制の強化を図る。また、利用者や職員の安全・安心を確保していくため、最低限の防犯への備えと意識を心がけていく必要がある。そのため、防犯の具体的方法や緊急時の従業員の役割等を定めた防犯マニュアルをもとに、防犯体制の確立に努める。

6 地域福祉への貢献

- (1) 地域の医療機関、福祉または介護保険事業所との各種連絡会議への参画
- (2) 障害支援区分に係る市町村審査会及び介護認定審査会への職員の派遣
- (3) 地域の障害福祉啓発のための小学校との交流並びに小・中学生の職場体験実習
- (4) 講演・研修会・講習会等への講師派遣

7 診療所

高次脳機能障がい者・発達障がい者を対象とした特殊外来を毎週水曜日午後行い、当事者・家族の支援強化を図る。